

令和4年度第3回東郷町国民健康保険運営協議会 議事録

1 日時

令和5年2月1日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場所

東郷町役場3階 政策審議会室

3 出席委員（敬称略）

被保険者代表・・・・・・・・・・3名（磯村義邦、近藤公夫、野々山睦憲）

保険医又は薬剤師代表・・・・3名（麦雅好、桃沢泰、大野梨紗）

公益代表・・・・・・・・・・・・・3名（杉原辰幸、加藤清和、半田清春）

4 欠席委員

0名

5 会議事件のため出席した者

町長、福祉部長、保険医療課長、同課課長補佐、国保年金係長、保健事業係主査

6 傍聴者

2名

7 議事録署名委員

磯村義邦、近藤公夫

8 会議内容

(1) あいさつ

(2) 議題

ア 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

イ 令和5年度東郷町国民健康保険特別会計予算（案）について

(3) その他

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険条例の一部改正について

令和４年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会

発言者	内 容
事務局	定刻になりましたので会議を開催します。 現在の出席委員の数は９名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第６条に規定する定足数に達しております。 それでは、ただ今から令和４年度第３回東郷町国民健康保険運営協議会を開催します。 本日は、大変ご多用のところ、委員の皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。 それでは、会議次第に沿って進行させていただきます。 会議の開催に当たり、杉原会長からご挨拶をお願いします。
会長	あいさつ
事務局	ありがとうございました。 続きまして、井俣町長より挨拶を申し上げます。
町長	あいさつ
事務局	ここで、町長は他の公務がございますので、退席させていただきます。
(町長)	(町長退席)
事務局	本日の会議でございますが、『東郷町附属機関等の設置等に関する要綱』に基づき、会議を公開としております。 本日は、２名の方が傍聴を希望されております。(傍聴者入室する) 傍聴者の方につきましては、『傍聴に関する要領』に基づき、写真撮影や録画等ができません。また、携帯電話の電源はお切りいただくなど傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。 また、会議資料につきましては、議題終了後、ご退室いただく際にご返却いただきます。それでは、議事進行につきまして、杉原会長よろしくをお願いします。

会長	まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 磯村義邦委員と近藤公夫委員にお願いします。 では、会議次第に沿って進めさせていただきます。 「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料に基づき説明）
会長	ただいま、事務局から議題(1)につきまして説明がありましたが、ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	一人当たり調定額の増額が１，９４４円とありますが、全体でいくら増額ですか。
事務局	１，９４４円に被保険者数６，７６５人を乗じて１３，１５１，１６０円になります。
委員	以前に滞納世帯は３７１世帯と伺いましたが、滞納世帯の所得の分布について分かれば教えてください。
事務局	以前お伝えした滞納世帯３７１世帯は令和４年度現年分のその時点の数値になります。 今からお伝えする数値は、滞納繰越分の内、令和３年度分に滞納のある世帯で、現時点２８３件になります。所得の分布は、４３万円以下世帯が１１３世帯、４３万円超７６万円以下の世帯が１７世帯、７６万円超１０３万円以下の世帯が１２世帯、１０３万円超２９３万円以下の世帯が１０３世帯、２９３万円超の世帯が３８世帯となります。
委員	滞納世帯の所得を聞きますと所得の低い方が滞納されていると思います。また物価の高騰もある中で、国保税を来年度は値上げしてほしくないと思います。 県下の市町村でも昨年、一昨年、５０％の市町村が値上げしていないところもありますので、値上げしてほしくありません。 財政が厳しいと言われるますが、議会だよりによると財政調整基金の残額が２０億円あると記載されています。この基金は家庭でいう預金ですね。２０億円の１割もあれば被保険者の負担増１，３００万円は賄えます。もう少し繰り入れを増やしていただいて値上げをしないでほしい。

会長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。
委員	賛成５名、反対３名
会長	賛成多数でございますので、議題(1)については、承認することと決しました。 続きまして、議題(2)「令和５年度東郷町国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局から説明をお願いします。
事務局	（資料に基づき説明）【資料２】【資料２－１】【資料２－２】
会長	ただいま、事務局から議題(2)につきまして説明がありましたが、ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	資料２－１ 特定健康診査等事業のところの２にＴＩＳと共同とありますが、具体的にどのように行われていますか。
事務局	個別支援については、健診を受け、特定保健指導対象となった方が、いこまい館トレーニングジムを４か月間に１２回無料で利用できます。 集団支援については、今年度はウォーキング教室を１０月～１１月に７回、１月～２月にかけて７回実施しています。 今年度申込者も多かったため、来年度はウォーキング教室６回を３クールに増やして実施するよう計画しています。
委員	医療費水準が下がってくると県から示された標準保険税率は通常より抑えられたりするのでしょうか。
事務局	医療費水準が下がると標準保険税率は下がる要因になりますが、そのほか所得水準などの要因も関係しています。 東郷町の所得水準は県内２２位を示しており、県平均より高い水準にあります。
委員	特定保健指導のＩＣＴ保健指導は、６４才以下を対象とされていますが、何歳くらいの方が利用されていますか。

事務局	特定保健指導の対象者は４０～７４歳ですが、ＩＣＴ保健指導は、６４才以下としております。 今年度は２４名がＩＣＴ保健指導の対象者となっています。 スマホアプリの利用に抵抗のある方は、こちらから電話して直接指導をしております。
委員	若い人の肥満や肝機能異常の人がいるため、若い人にも保健指導をしてほしい。
事務局	特定保健指導の対象者は、国のガイドラインにより決まっています。 若い人で薬を飲んでいる場合でも、コントロールがうまくできない人には、資料２－１ 下段３にあるように保健指導を行っています。 特定保健指導の対象となった方には、どの年齢の方でも保健指導を行います。若い人は危機感が薄いので、難しさは感じております。 町全体の栄養指導は、国保の人は保険医療課が担当し、それ以外の人は健康推進課の「みんなの栄養相談」で対応しています。
委員	以前、お薬手帳を作成されたことがあったと思いますが、現在では、マイナンバーの保険証利用を行っていますが、今後も続けていきますか。 お薬手帳を作成するに当たり、町からの支出はありましたか。
事務局	お薬手帳は町内の調剤薬局から配布していただくようお願いしています。随時、調剤薬局の在庫がなくなったら取りに来ていただいています。今年度も数百冊取りに来ています。 今後も続けていきますが、町内薬剤師の方と相談しながら検討していきます。 お薬手帳の作成には、掲載企業の広告費などで賄っており、町の支出はありません。
委員	私もお薬手帳は使わせてもらっています。 健康づくりに関して、高齢者の社会参加ポイントについて、とても良い取組と思いますが、利用率などわかりますか。
事務局	社会参加ポイントは、高齢者支援課が行っている事業で、今詳しい数はわかりません。
会長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、「令和５年度東郷町国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。

委員	賛成 8 名
会長	挙手全員でございますので、議題(2)は、承認することと決しました。 本委員会に諮問された 2 案件については、いずれも承認されましたので、町長に対して「原案のとおり承認する」こととして答申いたします。 以上で、本日の議題は終了しましたので事務局へお返しします。
事務局	以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方は、ご退室をお願いします。 また、会議資料につきましては、事務局にお返してください。 なお、会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。 (傍聴者退室)
事務局	次第の 3、その他へ進みます。 東郷町国民健康保険税条例の一部改正について、担当から報告させていただきます。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料 3】 質問のある方はいませんか。
委員	限度額が上がるということは、所得の高い人に負担をお願いするということですか。
事務局	そのとおりです。
事務局	質問がないようですので、本日の議題は全て終了いたします。 以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

議事録署名

署名 _____

署名 _____